

長期優良住宅審査料金

【戸建住宅】

単位：円（税抜）

技術的審査料金（単独申請）	
居住環境の維持を除く場合	居住環境の維持を含む場合
50,000	60,000

【共同住宅等】

全住戸数をMとし、法延床面積に応じて、下表に示す額とします。

単位：円（税抜）

法延床面積（m ² ）	技術的審査料金（単独申請）		設計住宅性能評価と同時申請
	基本料金	戸当り料金	
～1,000	15,000	+ 4,500 × M	3,000 × M
1,000超 ～ 2,000	30,000	+ 4,500 × M	3,000 × M
2,000超 ～ 3,000	45,000	+ 4,500 × M	3,000 × M
3,000超 ～ 5,000	75,000	+ 4,500 × M	2,500 × M
5,000超 ～ 7,000	105,000	+ 4,500 × M	2,500 × M
7,000超 ～ 10,000	150,000	+ 4,500 × M	2,500 × M
10,000超 ～ 15,000	210,000	+ 4,000 × M	2,000 × M
15,000超 ～ 20,000	280,000	+ 4,000 × M	2,000 × M
20,000超 ～ 30,000	420,000	+ 4,000 × M	2,000 × M
30,000超 ～ 50,000	650,000	+ 3,500 × M	1,500 × M
50,000超 ～ 75,000	975,000	+ 3,500 × M	1,500 × M
75,000超 ～ 100,000	1,300,000	+ 3,500 × M	1,500 × M
100,000超～	1,625,000	+ 3,500 × M	1,500 × M

（注記）

1. 小規模マンション（20戸以下）の場合はM=20といたします。
2. 料金表は、技術的審査9区分（居住環境の維持を除く）までの料金です。
3. 技術的審査10区分（居住環境の維持を含む場合）は、別途10,000円（税抜）（単独申請のみ）を加算します。
4. 料金割引には、申請回数割引、申請戸数実績割引などの制度があります。
5. 建築基準法の確認審査と同時申請する場合は、上記の技術的審査料を10%割引きます。
6. 単独で技術的審査を申請した後、予め当機関が定めた期間内に設計住宅性能評価の申請を行なった場合は、技術的審査料金（基本料金）の80%を設計住宅性能評価料金から割引きます。
7. 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途料金を加算します。
8. 構造棟が3棟以上ある場合は、別途料金を加算します。
9. 計画の変更に係る技術的審査料金は戸当り3,000円（税抜）となります。
但し、軽微な変更については戸当り1,000円（税抜）となります。
10. 構造計算書・構造設計図書の変更に係る技術的審査料金は、別途協議といたします。
11. 上記5及び6の重複割引は、行ないません。
12. この料金表に定めのない事項については、別途協議といたします。

【長期優良住宅に係る技術的審査料金（既存住宅の増改築）】

単位：円（税抜）

	戸建住宅	共同住宅等
技術的審査料金 （既存住宅の増改築）	100,000	住棟料金 150,000 +（住戸料金 7,000 × 戸数）

（注記）

1. 新築住宅時に長期優良住宅認定を受けている場合における増改築は、新築時の計画変更料金となります。
2. 上記料金は、認定申請者から技術的審査を引き受ける場合の料金です。
所管行政庁からの依頼による場合は、別途見積となります。
3. 耐震性については、確認済証又は耐震診断証明書等により審査を行います。
（耐震診断義務付け対象建築物等の場合は、H27年国住指第3435号別表2の方法による結果を添付する）
4. この料金表に定めのない事項については、別途協議いたします。